

国産材マーク審査会規約

第1条(目的)

国産材マーク審査会（以下「審査会」という）は、国産材マーク（以下「マーク」という）の社会的信用を確保するため、マークを使用する企業(以下「使用者」という)が「国産材」マーク使用許諾規約及び国産材マーク使用基準、その他一般社団法人全国木材組合連合会（以下「全木連」という）及び全木連が指定した団体にそれぞれ設置された事務局（以下総称して「事務局」という）が定める規則類(以下「使用許諾規約等」という)に違反していると疑われた際に、違反の有無につき審査を行うものとする。

第2条（審査員等）

- 1 審査会の審査員は、5名以上10名以下とし、全木連がこれを指名するものとする。
- 2 審査会の審査会長は、審査員の互選によりこれを1名選定するものとする。審査会長に事故あるときに備えて、審査会長代理を互選により1名選定するものとする。
- 3 審査会は、審査会による審査の必要が生じたときに、全木連が審査会長に審査会の開催を要請し、審査会長がこれを招集する。

第3条（議決の方法）

- 1 審査会は、審査員の過半数の出席がなければ、開催することができない。
- 2 審査会の議事は、出席者の3分の2以上の賛成をもって決定する。
- 3 審査員は、自己に利害関係のある事案については、審議に加わることができない。

第4条（審査会の責務等）

- 1 審査会は、使用者が使用許諾規約等に違反していることについて疑義があるときは、事務局を通じて事実関係を十分に調査し、また、必要に応じて使用者その他関係者から事情を聴取するなどの方法により、実態把握に努める。
- 2 前項の結果、是正のための改善要求、警告、マーク使用許諾の取消し、使用者名の公表又は、違約金及び費用の請求の措置を執る必要が認められるときは、理由を付して全木連に報告する。
- 3 全木連は、使用者に対して委員会からの報告に基づき必要な措置を執らなければならない。
- 4 審査員は、審査員としての業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第5条（議事録）

審査会は議事録を備え、重要な事項を記録するものとする。

第6条（庶務）

審査会の庶務は、全木連[に設置された事務局]が行う。

（附則）

- 1 本規約は、平成25年8月8日から施行する。本規約は、全木連により事前の通

知なく改訂される場合がある。全木連は、本規約を改訂した場合は、各審査員に通知するものとする。

- 2 国産材マーク及び普及用国産材マークに関する商標権その他の権利の一般社団法人日本プロジェクト産業協議会から全木連への譲渡に伴い、本規約を改正することとし、改正後の本規約は、平成27年8月7日から施行する。